

お知らせ 今月の住民課窓口休日開庁日

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 今月の休日開庁日 8月10日(土)
- 開庁時間 8時30分～17時15分
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書の発行、印鑑登録および証明書の発行、旅券(パスポート)の交付の申請および交付(受領証持参)、住民票の異動(転入・転出など)の受け付け、マイナンバーカードの申請受け付け・交付
※転入・転出、転居に伴うその他の手続き(健康保険など)はできません。
※旅券の申請は、一部受け付けができない場合があります。(住民票が海田町にない人の申請など)
※印鑑登録は、写真付身分証明書(運転免許証など)を持参できない場合、即日登録はできません。
※海田町以外が本籍地の戸籍の交付(広域交付)はできません。

マイナンバーカード交付臨時窓口開設について

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付に係る臨時窓口を毎月第4木曜日(祝日を除く)に開設します。

●今月の臨時窓口 8月22日(木) 17時15分～19時

●場所 住民課

※マイナンバーカードの交付事務以外の業務は行いません。



お知らせ 海田東公民館 証明書発行コーナー開設中

問 住民課(役場2階)
☎823-9205 FAX.823-9627

- 開設日時 毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 開館は9時からです。(証明書発行のみ8時30分から行っています)
- 業務内容 住民票、戸籍関係証明書、印鑑証明書、税の証明書の発行

お知らせ 児童扶養手当を受給されている人へ～現況届の提出をお忘れなく～

問 こども課(役場2階)
☎823-9227 FAX.823-9627

ひとり親家庭などが対象の「児童扶養手当」を現在受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格の要件を確認するための大切な手続きです。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

お知らせ 国保への加入脱退の届け出を忘れずに!

問 住民課(役場2階)
☎823-9206 FAX.823-9627

- 次のような場合、国保加入の届け出が必要です。

- ①ほかの市町村から転入したとき
- ②職場の健康保険などの適用を受けなくなったとき
- ③職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき

注意点

- ・保険税は、国保の資格を取得した日から発生します。届け出をしたときからではありません。
- ・保険証がないと、医療費の窓口負担金が一時的に「全額自己負担」となります。

- 次のような場合、国保脱退の届け出が必要です。

- ①ほかの市町村に転出するとき
- ②職場の健康保険などの適用を受けるようになったとき
- ③職場の健康保険などの被扶養者になったとき

注意点

- ・脱退ができていないと、保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を支払ってしまうことがあります。
- ・国保資格を失っているのに保険証を使用した場合、国保が負担した医療費を返金する手続きが必要な場合があります。



お知らせ 下水道事業受益者負担金

問 上下水道課(役場3階)
☎823-9214 FAX.823-9839

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。

- 今年度に賦課対象区域になった人

下水道事業受益者負担金は、分割で納める方法と、一括で納める方法があります。一括で納める場合は、報奨金が交付されます。7月下旬に分割用の納付書と、報奨金を差し引いた一括用の納付書を送付しました。いずれかを選んで、納期限(9月2日(月))までに納付してください。

- 昨年度以前に賦課対象区域になった人

分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納期限(9月2日(月))までに納付してください。

- 受益者・住所などの変更

受益者負担金の納付途中または徴収猶予期間中に、売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。

提出のない場合は、引き続き負担することになります。住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

お知らせ 家計調査に協力してください

問 広島県総務局統計課
☎513-2534

家計調査は、統計法に基づき、総務省が実施している統計調査です。無作為に抽出された全国約9,000世帯を対象に毎月の家計の収入・支出、貯蓄・負債などを6ヵ月間(単身世帯は3ヵ月間)調査します。調査の結果は国や地方公共団体において各種経済施策の基礎資料などとして活用されるほか、民間企業などでも広く利用されています。

- 対象 幸町2～5、7、8番の無作為に選ばれた世帯

●調査方法 調査員が訪問し、調査票を配付・回収(オンライン回答も選択可能)

※調査員は、顔写真付きの調査員証を必ず携帯しています。

お知らせ 戦没者遺児による慰霊友好親善事業の参加者募集について

問 日本遺族会
☎03-3261-5521

この事業は、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を実施するとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的として日本遺族会が実施します。

- 参加費用 10万円

- 付添希望者 要相談

- 申し込み 広島県遺族会(☎247-1216)へ連絡してください。

- 日程 くわしくは、日本遺族会ホームページ(<http://www.nippon-izokukai.jp>)を確認してください。



お知らせ 災害時共助利用井戸をさがしています

問 海田町公衆衛生推進協議会(役場1階)
☎823-8503(FAX兼用)

大地震などの災害によって水道が長期間止まってしまった場合、復旧するまでの間、井戸の所有者の善意で、無償で共用できる井戸を、トイレや清掃などの生活水として利用させていただきます。

登録要件、登録の流れなど、くわしくは海田町公衆衛生推進協議会へ問い合わせてください。



お知らせ 福祉事業所製品販売会

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを販売します。

日付	時間	事業所名	製品
8月 6日(火)	11時45分 ～ 12時30分頃	はぐくみの里	パン、クッキー、加工食品など
8月 8日(木)		ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキなど
8月20日(火)		ポーポーの木	パン、クッキーなど
8月27日(火)		海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
8月28日(水)		安芸の郷	クッキー、自主製品など

- 場所 役場1階

※完売時は終了時間前に終了することがあります。

※都合により、休みとなる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



お知らせ 「こどもの人権110番」強化週間 悩みがあったら相談してね!

問 社会福祉課(役場2階)
☎823-9207 FAX.823-9627

友達から「いじめ」にあって学校に行きたくない、家の人にいやなことをされる、部活動で暴言・暴力を受けているなど、先生や親には話しにくいけど、このままではどうしていいかわからない、誰も気づいてくれない……。

このような悩みがあったら、迷わず相談してください。

8月21日(水)～8月27日(火)は、全国一斉「こどもの人権110番」強化週間として、相談時間を拡大して相談を受け付けます。

子どもの人権110番 ☎0120-007-110

LINE ▶▶



- 強化週間中の相談受け付け時間

8時30分～19時(土・日曜日は10時～17時)

※通常は、8時30分～17時15分(土・日曜日を除く)で受け付けています。